



雙對の巻紙

中

5
76
2



僧門
76
卷上

雙樹落葉卷之中

伊勢國

長瀬神社

伊勢 谷川士清原閱
全 名嶋政方著述

神名式云伊勢國鈴鹿郡長瀬神社和名抄云同郡長瀬郷又云神名帳考證云長瀬神社和名抄云鳴沢女命在長瀬郷長沢村又云或云英太郷長沢村武備神社是也所祭雅武彦命又云吉備武彦命之墓其邊有宝装塚殞跡云云云云享保十四年河曲郡今宿村の僧縁起をみて吉田家一詩云武備神社ハ倭武命の陵となり云云云武備社記云能褒野武備神社哇日本武尊一座云云云長瀬の社号郷名ハ寛平二年契田大神縁起云自後倭武尊體中不豫欲歸尾張便移伊勢到尾津濱和名抄云伊勢國東名郡尾津神名式云東名郡尾津神社云云云佐乃富神社云云尾津ハ今戸津村云云神社ハ戸津村の北溝野村の隣在昔ハ戸津溝野の入り江云云船の往來云云云云佐乃富神社考證云溝野村稱ハ劔宮此放須佐能雄命按佐乃富曾佐之男也上喜曾字致溝野訓美曾乃富美也曾与佐音通ハ劔称蛇尾有ハ岐出劔實祀素戔鳴尊之靈德也今東名有天武天皇社世以素戔鳴尊為年頭天皇疑此社故云云云

長瀬神社

い説未是非を考す或人云桑名魚所の側は佐野神社といふ所ありといひ按は是乃富神社
なるや乃富約野をいふ後世佐野といふやさて溝野といふ地の形をいふか文字を用ふ
考證の説よりいふは神名より社号となりて地名なり 昔向東之歳停此濱邊而進食
時解一劍置於松下遂忘而去至今劍猶存故歌曰云逮于能廣野異常
委假仍以所得蝦夷等獻大神宮又遣土備武彦奏於天皇曰云是以獨卧
曠野無誰語之豈惜身亡唯秋不面既而過鈴鹿山痛危迫故歌曰云渡鈴鹿
河中瀬忽隨逝水時年三十仍號其瀬曰能知瀬入改爲長瀬訛也といふ是或
云英太長沢村といふ長瀬の地の接する所のともや雅武彦命の孝靈記古事景
行記考す吉備臣之始祖といふて此所を祭て武備と稱するもいふも又古儀武彦
の墓といふも亦つゝいふは服従の命なりといふもいふもいふもいふもいふも
天皇曰云是以獨卧曠野云云といふて崩るは後吉備武彦の何方を死すといふは
志しむ所といふは葬武備と稱するも疑ふも又武備社記も後の他なりといふは
按景行記云九月天皇則命吉備武彦命与大臣武日連之從日本武尊又云至甲斐国居于

中ノ一

酒折宮畧 居其宮以鞞部賜大臣連之遠祖武日也三代實錄貞觀三年條云書博
士曹雄云先祖大臣連公景行天皇御世隨倭武命平定東國功勳蓋世賜讚
岐國以為私宅といふ熱田古傳云一御前社武日命を祀るも是以武備社号ハ
け命を祀るも意なきといふは再考す小景行記云葬於伊勢國能廣野
陵云徒葬衣冠因欲録功名即定武部古事記又云初日本武尊娶兩道入姫
皇女為妃生稻依別王次足仲彦天皇次布忍入姫命雅武王其兄稻依別王是
上君武部君凡二旗之始祖也新撰姓氏録云建部公大上朝臣同祖日本建尊之
後也といふは武備武部の訛なりといふは長瀬の崩御の地なりは其所の塚
を築きて御志すといふは稻依別王を建部と稱して功名を後世に傳へ
小其稻依別王を後世に祀奉て建部神社と稱するも武備と訛なりといふ
延佳も鈴鹿郡長瀬郷曠野中有陵墓俗云多氣比塚蓋建部之訛也といふ
いりこは上り奉る或人の宝装塚といふ是も日本記十事記考す日本武

化白鳥從陵出之指倭國而飛之羣臣等因以開其棺攬而視之明衣空留而
屍骨無之畧徒葬衣冠云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云
の地御志云の塚のそと外一政葬奉る白鳥陵なるや多田氏云方九十の靈立
つり是白鳥陵なり一名小白冢又大徑冢も土人ゆかり其れ余説多事と
詳なり或説云能褒野在野石茶師二駟間有茶白山疑是此陵能褒野
即在野也能褒者能褒利也即升之義古作升野今訛為在野以升庄邦音
近故といりのりい何の義も山崩御の義も即升之義といふといふ後之の
の古名詳なりすこを試すといふの葬所の義今世の世の水りのたぢの
うまの語ゆけは幾れ褒むら約る葬所の廣大なるをいふや曠野
又後廣津野といふかともゆらん延喜諸陵式云能褒野墓在伊勢國
鈴鹿郡北城東西二町南北二町守戸三畑今も四至もまじり人家の
出で廣津村云或人云廣津野の長者も其家宅の記四丁余り大石穴二町

るる残り古瓦もす出こハ奄藝郡々山信太長者同時く鎌倉時代より
ハ古きといひけ言もいひゆらん延喜よりい後之も式もいりり陵の北城守
戸名の跡もけ比志云云や書るるもなまハハわへりさ倭琴彈原ハ大和
志云葛上郡琴彈原今稱天王山 大和名所國會云玉手村玉手上陵延喜式云云云
とこの孝安紀三十八年秋八月丙子朔己丑葬并觀松彦香殖稻天皇千掖上博多山上陵史徵云陵
今在葛上郡三室村祠廟僅存俗稱天皇山山下有田曰掖田又有波多々山蓋博多移多々
り觀松彦香殖稻天皇ハ孝照天皇云云ハ陵を俗比
稱天王山云云ハ白鳥陵といふの説誤なり 大宝元年八月震倭建命皇遣使
祭之 續紀 在富田原谷二村之間 或人云かつき
村云 和名抄云河内國 古市郡古市 知 陵上有祠稱伊岐宮云云云
御饌殿
等由氣大神宮儀式帳云上畧爾時大長谷天皇御夢亦誨覺賜久吾高天原
坐見志真岐賜志處志都真利坐如云爾時天皇驚悟賜氏即從丹波國入
行幸度會乃山田原乃下津石根亦官柱太知立高天原亦比疑高知氏呂定齋

仕奉始是以御饌殿造奉 皇天照皇大神乃朝乃大御饌乃大御饌并日別
供奉之儀を雜事記云雄略天皇廿二年即依託宣豐受神宮之良角造
立御饌殿每日朝夕御饌物調備令捧齋令參向又云聖武天皇神龜六年正
月十日御饌物依例於豐受神宮調備從彼齋參於大神宮之間字浦田山之迫
道死男為大被喰之肉分散途中然而依無道去之道件御饌物并齋徹天合期供進
已了爰同年二月十三日天皇自依御菜仍卜食神祇官陰陽寮勘申巽方大神依觸
死穢不淨之咎所崇給也者即下賜宣旨於國司大神宮被搜糺之處件浦田坂死人之
糸依實註申隨則同三月十三日依右大臣宣奉勅下勅使且被謝遣件不淨之由
且彼日御饌齋參豐受宮大物忌止補神主川磨御炊内人神主弘美及物忌
子等進怠伏科大被解却見任了其後依宣旨卜定豐受神宮新建立御饌
殿可以供奉大神宮朝夕御饌之由神祇官陰陽寮卜申既了官司于上蒙別
宣旨致不日功豐受外院建立御饌殿一字瑞垣一重自爾以降於件殿供進朝夕御

饌物今號御饌殿是也永停止齋參之勤云云御饌殿本紀云聖武天皇即位二年三月
十五日依右大臣藤原武智磨宣奉勅爾官司正七位下勲九等高良比連于上宣
兼知且豐受神宮乃中重仁御饌殿遠立氏自今以後為恒例皇大神朝夕御饌
遠令備進今御饌殿是也白字沙汰云云雄略天皇御宇外宮御庭座當宮之時其宮之
良角示御饌殿造立之天其殿内示天照皇自大神御座奉東方止由氣大神御
座奉西方畧其御饌殿乎今號伊屋殿畧造立御饌殿御饌事者聖武天皇御宇
神龜五年之三月欽以前御饌供進者瑞垣御門下也示云々示御饌殿之御饌炊殿の
雄略天皇廿二年之御饌殿を建さるゝ哉示御饌殿之御饌炊殿の
儀式帳示儀式帳ハ神宮の十口書示て延暦廿三年三月廿四日祢宜内人等
編次示奏上寸示詔旨示其儀式帳ハ雄略天皇御宇止由氣大
神御鎮座之時御饌殿造奉云云是を以御饌殿を大宮壹院の内ノ裁御饌炊

殿を齋館壹院の内記より之を聖武天皇御宇御饌殿造立奉らば其由記
一たう之に於て之を云なき儀式帳偽とて奉天とてやまむとて聖武御宇に
造奉らば續紀に云す齋宮の修理神宮寺を移さむとて又云く正殿
とて御饌殿造立をいふ漏りありき神龜六年より延暦廿三年まで
凡七十年に及ぶ神宮の記録又古老の傳もなきにても他云すたゞ雜事
記等に云く之の云なきに依用せらる又毎日朝夕御饌物調備捧齋參向
の事豊受大神御鎮座も以前四百八十余年の間何方より調備て供進
な奉りや又天武御宇迄二宮に祢宜一人なきに内人物忌も教めりや延暦
とて内人三人物忌父子十人ありて菅菰根倉物忌父子御饌供進預り
に内人物忌父子都合九人此時すは雄略御宇聖武御宇の間はかくは
ももろ毎日朝夕二度朝未明夕秉燭供進する浦田山の迫道を捧齋參向を
らるきや暑寒雨雪風雷の日又故障疾病服忌等も是を勤仕の事とて

申ノ四

を神皇正統記云二十一年丁巳冬十月に伊勢の皇大神大倭姫命を教て丹波國に傳
の生名井系より豊受大神を遷す云云丹波より延暦をいひたりは廿日御入
姫命天照大神を頂戴して丹波の吉佐のえに移りいひたりは神天降て一所に御座す
四年ゆりて天照大神又大倭に移らるをいひてを道主命といひたり古に云
く御饌を調いて内宮に毎日さるを神龜年中より外宮に御饌殿を立
て内宮のをも一所にさるをいひたりは云云大倭の内宮に毎日二度聊する内人物
忌等奉りてさるにゆすや又神龜年中より云云の説に上り論をくたうたりは
是に説もかけたり雜事記死穢不淨觸多しとて崇給ふと云く是に大神
の天皇に崇めりてさるをいひたりは觸多し御夢も教めりてさるを天皇の
大神自犯りし御座りたりは云云は御饌をさるをいひたりは天皇の御末たり
すや勅曰室祚之隆當子天壤無窮者矣とて朝庭に事ゆりたりは二宮に勅
使を立させり或一七日の御祈亦の詔旨下りたりは崇給ふとて大神を崇め

神は日く水はくやうてきなりかろ俗きり浦田山死穢のしを牽合附會
とくはやく又御炊内人より御炊ハ物忌の職掌より内人の職掌より寸是誤之又
依右大臣宣より右大臣ハ何れも公をさしより神龜元年二月以右大臣正二位長
屋王為左大臣より又天平六年より右大臣の任より寸然るを御饗殿本紀云聖武
天皇即位二年三月十五日依右大臣藤原武智磨宣より即位二年ハ詔曰今神
龜二字御世年名止定改養老八年為神龜元年云云してけ詔ハ神龜元年二月甲
午受禪即位於大極殿ハ少時ハ即位二年ハ神龜二年之武智磨公ハ養老五
年正月叙從三位同月為中納言神龜元年二月叙正位天平元年三月以中納言正位
藤原朝臣武智磨為大納言天平六年正月授正三位藤原武智磨從二位同月以從
二位武智磨為右大臣より又即位二年三月十五日依右大臣藤原武智磨宣
より寸續紀を記さるる云之又皇字沙汰文云造立御饗殿御饗事者聖武
天皇御宇神龜五年之三月改より又何れも紀年のたより又其御饗殿并

今號伊屋殿云々伊屋殿ハ御饗殿の之兵範記云大神宮司解申進申文
事言上大神祢宜等注進當官御正體假殿不台期間暫奉鎮忌屋殿子細
狀副進祢宜等注文一通云云又伊屋殿を後世より伊屋殿トナすさく百練抄
云長久元年七月廿六日大風伊勢豊受大神正殿并東西宝殿瑞垣糸以顛倒云云
延曆神宮炎上之時神祢懸末今度有顛倒之今中但御祢不動傾奉渡御膳殿
より又正殿より伊屋殿御饗殿渡奉りて御饗殿渡奉りて伊屋殿
灼然云々伊屋殿御饗殿の之新任辨官抄より伊屋殿より忌火屋殿ト非寸伊屋の
ハ内外玉垣論ハ重より雜事記のより伊屋殿の之を神護景雲詔云伊
勢國守從五位下阿倍朝臣東人我奏云六月十七日伊屋會郡乃等由氣乃宮乃上
尔當天五色瑞雲起覆天在云復陰陽寮也七月十日西北角美墨雲立
天在同月廿三日東南角有雲本朱末黃稍具五色止奏利云云大神宮
上顯給故尚是方大神乃慈備示給帶物梨より伊屋殿を雜事記云七月

木の字を佐賀木と當りて叶へるやあるをやはかつくならむはそはかきていへる佐
賀木といへる師の云の如く榮樹とて何れも葉木を用ふる中いへる神
事を用ひる櫛なるをくそにわらひ或入云珍眼木かく木その葉香
氣ありて形は櫛に似たりと云りと云り今按
神代紀云堀天香山之五百箇真坂樹とて内外大神伊勢御鎮坐て祭事
仕奉るに神宮に樹の多うにたのうのりたること我御國の一樹とて神事用ふる木
かまは漠國になきにそ文字なりとて新撰字鏡に神祀掟等の文字を製作
て佐加木といひて他邦に稀なりによりて神事等に常葉なる榲或は美者々木
を借用するをみたりん度會の市中正月門神を祭るに櫛のこを用ひるに近き比榲
美者々木をお交へ用ふるをみたりん家門の繁茂を祝ふか之祈禱師の家
御神樂執行のとき他木をまじりて櫛一樹のこを用ひる遺風之重波の榲葉の香
奇なりと香氣のき木なりといへるをさなき之香といひたりといへる櫛の
うらまへきを贅稱するなきに櫛日けりや山懸のりか妹かきも木多くて又櫛

ともくわいの語のをみりてさき珍眼木をさういふ訓にうたはせられたる
か之り形状櫛に似たりといへる本州綱目龍眼木集解恭云似荔枝葉若林
檜花白色とて櫛に似たりと非ず又云卷叶の奥山乃志伎美花乃とて
かき守海山と生るのなる奥山乃賢木と云といへるかきひ和名抄に櫛
香木といへるをみりて香氣のき木なりとて神事祈ふといへる
かたりさして是をいへる櫛の葉の香をみりて神事祈ふといへる
後にも是をいへる櫛の葉の香をみりて神事祈ふといへる
福を招きたるためして安んずるをいふをさういふにたりと云る櫛
をまじりて櫛の葉の香をみりて神事祈ふといへる
榮樹をいへる櫛の葉の香をみりて神事祈ふといへる
櫛の花のこも香く賢木の稱は美くそのなるんがかりに吾度令神宮に十二月
晦の夜小内等花賢木とてあつて申て玉串御門玉串御門
門は云をまじりて櫛の葉の香をみりて神事祈ふといへる
そをまじりて神事祈ふといへる神武天皇の大御前に伊智佐介伎未迺於羽鷄白鳩
いみまといへる美賢木とて和名抄に櫛比佐加伎といへる
是と云は美と云る例多し美者々木をいへる櫛の葉の香をみりて神宮に

花賢木といふ楨をいふなり秦文樹より丹後かたりて神の菓の統て楨なり其をさうり
よよりり又或人伊豆國箱根をよても楨を用ふり
 との説いへば楨字和名抄志伎美とすとす所用志きこにゆい寸字書

云楨覓筆切音密香木取香本州綱目香木部密香類名木密波香多香木
者當豫所之文乃香出

阿毘集解藏蓋云山自生交州大樹節如沉香法華經注云木密香密也樹
 形似槐而香伐之五六年乃取其香白異物志云其葉如椿樹生千歲所仆三四五歲
 乃着已腐敗惟中節堅貞者是香均云生南海諸山中種之五六年便有香自交州記

云樹似沉香無異也時珍云魏王花木志云木密號千歲樹根本甚大伐之四五歲取不腐者
 為香觀此則陳藏書所謂生千歲乃所者蓋誤訛也云云今按楨字木密二字の畧欽

之考訓とす是也誤りいかみた志伎美毒艸部とすの莽艸とす新撰字鏡とす毛保
 已とす和名抄とす志伎美とす尺とす是也とす祢都美古昌志駿河國とす奈信和

里とすいりや本州綱目投正自木部竊名茵草音芒艸山海鼠莽時珍云此物
移入此

有毒食之令人迷罔故名山人以毒鼠謂之鼠莽集解宗奭云莽草諸家皆謂
此物

之草而本艸居木部今世所用皆木葉如石南葉投梗乾則調揉其臭如

椒とすいり物をいりとす神差の香とす糸とすきとすけとす糸とすを乾とすうとすととすけとすいとすしとす

うとすを抹香とすいりとす仏とす用とすいりとす又今世俗の線香とす合香とすいりとすすとすけとす糸とすを製とす

用とす小豆とす比とす仏とす用とす香物とすいりとす神とすまとすうとすすとすてとす香とす薰とすの物とすをとす上とす古とす神とす用

いりとすたとすらとするとすいりとす忘詞とすの堂とすをとす香とす燃とすいりとす糸とすをとす公とす車とす根とす源とす四とす方とす拜とす条とす云とす御とす屏

をとすたとすてとすめとすらとすりとす其とす中とすのとす御とす座とす三とす所とすをとすまとすうとすけとす其とす前とすのとす白とす木とすのとす机とすをとす重とすくとす香とす華とす燈

をとすたとすてとすめとすらとすりとす其とす中とすのとす御とす座とす三とす所とすをとすまとすうとすけとす其とす前とすのとす白とす木とすのとす机とすをとす重とすくとす香とす華とす燈

かとすをとすととすまとすうとすけとす所とすのとす御とす拜とすのとす儀とす式とすゆとすりとすいりとす糸とすをとす乾とすうとすととすけとすいとすしとす

世とすのとす菩とす薩とす聖とす衆とすのとす沉とす檀とすのとす白とすいとすりとす薰とす物とすをとす始とすまとすりとすてとすかとすらとすふとすもとす是とすをとすまとすかとすしとす我とす御とす國

ハとす參とす議とすきとすまとすらとすりとす入とす唐とすいとすてとす渡とすりとす終とすつとすつとするとすやとす山とす谷とす詩とす集とす抄とすのとす漆とす桶とす万とす里とすいりとす糸とす

帳とす中とす香とすいりとすをとす著とす前とす龍とす山とす江とす介とす周とす鏡とす序とす云とす江とす左とす漆とす桶とす道とす人とす萬とす里とす博とす涉とす群とす書とす尚とす友
古入暇日把此集以三傳為十翼為仍名以帳中香曰昔龍樹顛華嚴而知其宗
趣也吾亦觀此集而徹其奧也後來學者顛之必領其旨也判然灼然陸放翁

氏所謂吾國以香為佛事云者寔非虛發是以名焉くさハ莽草の臭物を仏の用
ふり神の用せなり大神宮儀式帳云山向物忌職掌太玉串英八重柳取備供
奉第三重御門東方一列八枝八重數六十四本右方亦如左カサ負云云つて今も八重柳
八内官第三鳥居の左右より後鳥羽天皇御製の神風や八重の柳葉なごめてを
御裳濯川の末よははまき大神宮年中行事祈年 祭云宮司進寄鬘木綿玉串大内人
白山向物忌手玉串二枝請取奉官司手一端請取左右各一枚捧持次一座跪玉串
大内人白山向手玉串四枝請取奉之差筋一端先左二枚左仁取次右二枚右仁取二神
主以下同前次玉串大内人白山向手玉串八枝請取玉串行事是也神玉串
云神枝毎本綿結付也拾芥抄云
えう神樂採物柳葉も皆莽草を用ひらまししや又奥山の志伎美の花のくりは
深山志伎美の花くもも毒草部くらう菌草なんるさ四五寸斗文く六二七
尺くむかりぬ葉さらくこくにゆ長く厚く葉莖赤きりの冬枯く六指く穂を手を穂く
正月の比白花完く華茶色くくまり熟すはいくをとて深山く生するまる

一庭に植て教之一又奥山のくりさくハ清淨の美をとる之於字和名抄ハ比佐加
文くりめをゆく比ハ美く直る例ハ一ハ字書云拾郎丁切音寒木名可以添物
新撰字鏡ハ郎丁反舟有窓衣乃木ハステ大ハ異之又度會神宮十二月晦の夜
小内人等ハ花賢木ハ賢木ハ志伎美ハの二物を用くハ何日の比りや後世
仏ハ尊ら志伎美ハを花としをゆく無識の小内人ハけ二物を用ひくハいもせて
等字宗ハならずハ遜ハ例ハのくなりらるは之ハ柳ハ雌雄の二木ゆるを志く
一カハん雌木ハ白花くくまをち寸是花賢木ハ美賢木ハの之是を誤らるく
亦ハ度會神宮市中ハ十二月下旬ハり仁事をなさ寸ハ供物を守らる志伎美を
賣來ら寸枕るハ晦の夜上世是を祭事ハハきや誤らるくたましハもぶさク
祭事公事ハ用クハらるハハまる田宗門ハ志伎美を用ひ寸根を
用ひて花ハも花ハ松ハもいり聖人の所分に祀らるハ松を柳として誤代
まくも君を祈んともませり或人語りハ我御國神ハ花を奠らるハ伊時

冊を神去りて其神の魂をなす花時ハ花をのみをなすすといふ所のそと上
古ハ古きい種美者之本ハ常多き香もたるとハ林のたき邦ハ佐加木の名をか
て用ふる人の芥草の説ハいもくはるを云々

秋茄子嫁といふこと

倭名抄云茄子一名紫瓜子茄音荷和本州細目叙名云落種崑崙瓜草鼈甲時
名奈須比珍説云崑崙紫瓜陸煬帝の改めしきいでる集解種頌云茄子處之有三其
類有數種紫茄黃茄南北通有白茄青茄水茄惟此土有之入菜多用黃茄其餘
惟可作菜茄爾江南一種藤茄作蔓生皮薄似壺蘆亦不聞中菜ト云て黃茄
ハ種茄のい土用なるを抄一重秋の末黄色なるを菜用す是を附
方ト黃老茄子ト云也諺云秋茄子嫁と不食ト夫木集ト秋茄子ハひものか
すといつはむとあふふといふたかたれといも是をいふは古き諺之時珍云
生之緒云茄性寒利多食必腹痛下利女人能傷子宮也さて我御国も數種のり

伊予國之万山ト扇子茄トト扇子をひきき形のく大ノ奥州トハ巾着茄ト筑前
トハ白茄尺くろりもなるを丹波トハ横三四寸ト長七八寸もゆるりとや世俗多玩
とが守形小く鶏卵のく初ハ白く後黄色トなり莖青く紫トなり寸是を
銀茄トト唐トハ黃茄トト也さて近世御国ト早く作出寸を賞するハ西土トト
宗夔云蔬圃中惟此無益開寶本草並無主治止説預以後人雖有處治之法終
ト上文相失圃人又下於暖處厚加糞壤遂於滿前後求貴價以售既不時預以
益多不時不食鳥可勿也是トトト病人小兒等ハ心ゆるト

加太古

大和本草云高二尺許紫色葉面ト黑點あり花がらも紫色トトト紫色ト正月の
未完ト花が美之根の形芋のト又蓮根のト若水云本草ト出ふる早藕なる
ト其粉如米味甘ト食之ト人を補益ト又云万葉集ト攀折堅香子草花云云
形撰六帖ト加ここの荷の云云ト云ハ今ハ加ここのト云ハト云ハト云ハト云ハ

紙後小一往一人之字少々花の形け説の... 粉ハ葛粉ニ代用... 伊勢... かつこ
り... 物是... や... 三尺... 葉細長く花紫色又白も漸二輪...
寸三月... 百合花... 似り是を... 約... 約... 約... 約...
二百... 一種... 粉の名... 本州... 百合條類... 百合新者可蒸可煮
和肉更佳乾者作粉食最益... 若水説ハ採藕煤熟食生食皆可蓮子蒸
食或生食亦可又可休糧仙家貯石蓮子乾糲經千年者食之至妙又蓮磨為麵
食或屑為米加粟煮飯食皆可... 貝系氏... 葉
集の堅香子を引て... 拳折... 堅香子草花
... 草字衍之草花を拳折... 論草花... 寸... 訶黎勤
の... 訶黎勤一名訶子和名... 十口今六帖... 木部... 裁寸拾穂抄
... 本州... 綱目... 高木部云訶黎勤... 名訶子
解云恭云訶黎勤生交州愛州頌云今嶺南皆有而廣州最盛樹似木穗花白

子形似危子橄欖青黃色皮肉相着七月八月實熟時采六路者佳嶺南異物志云廣
州法性寺有四五十株子極小而味不瀝皆是六路每歲州貢只以此寺者寺有古井木
根蘸冰水味不醃每子熟時有佳客至則院僧煎湯以延之其法用新摘訶
子五枚甘艸一寸破之汲井水同煎色若新茶今其寺謂之乾明古寺尚在舊木
猶有六七株南海風俗尚貴此湯然煎之不必盡如昔時之法也訶子未熟時風
飄墮者謂隨風子暴乾收之益小者佳彼人亦珍貴蕭炳云波斯舶上東者六
路黑色肉厚者良六路即六稜也是... 八十...
... の花... 方葉集... 今... の... 誤
... 略解... 説... 今... の... 誤
... の音... 略解... 説... 今... の... 誤

天狗

羊山紀聞云森尚謙云世傳有天狗者主災禍是非天狗星之類地蔵經云天龍夜叉

天狗土右依比排次是一種鬼神也易曰鬼神害盈而福謙若夫誇盈滿者鬼神惡之加災禍被天狗之災必有理而然矣平戶記延應二年二月廿七日条云天狗大畧現見就中相摸守重明住宅天狗現見自以談話云車非矯飭亦可畏車神社考云我國自古稱天狗者多在皆靈鬼之中其較著者相稱曰天狗其類中鞍馬僧正為巨魁云又沙門之有漫心及死怒者多入于天狗之中所謂傳教弘法慈覺智證等是也云云源平盛衰記の説も通然其舒明記云九年春二月丙辰朔戊寅大星從東流西便有音似雷時人曰流星之音亦曰地雷於是僧是僧曰非流星是天狗也其吠声似雷云云又沙門之有漫心及死怒者多入于天狗之中の説信一かこ一百煉抄云寛治三年十二月廿二日上皇參彦根寺給近日天下貴賤頓首參詣利生限歳内云但為天狗所為之由世人稱之改年之後無參詣之人云云考其天狗之所為天狗之似不淨を忌高貴有德の人を不浄と罵實強勇の者たるは寸小智誇謾の者を惡く愚癡の者或病後産後等の者たるもり文化初年の凶吾邑及

近村之狐託人多一就中一人一談話一人の行状を知是左狐之隣家の者打寄或責或打擲とも種々欺ます云々に度相神官某家の狐託を除く守諸國の狐名を記と一小冊及所持と一尺笈證文考と所持本の事所縁ゆゑを云々其書を乞て試し云々も云ぬけ近村の人云知と云々を狐託人の事云々來る各云々一尺笈小冊を尺初に讚岐公金毘羅前大天狗次郎坊に裁き云々未何國何處何坊或某家の鎮守或何處を記一妻子使等の各名を裁簡し貞享三年十二月廿八日云々日本紀天狗をゆすりきつ云々源氏菴生卷云天狗こたま又狐こたま云々公羽曰四書類函に狐千歳と天通のくまりにをねひて狐千歳を獲る天狗たるをのち々にやうく試しゆさく笛ハ長三寸余もゆらん太サ九口も五分許表三穴裏一穴ノ古くハハチナチノしまハハチナチノまきとの證文ハ御子孫の末云々云々云々俗文云々假字文字の形云々云々云々云々ハハチナチノくハハチノ

ぬまぬまき波川のからぬ神もね〜又安白がせん〜の強ひてま〜
り橋のかさのを〜せまぬぬ〜のこま〜て橋のため〜のたぬぬ
め〜これ後於集巻二中安白女の許り曉かりて内〜の〜
内侍の落枕も赤きつらをも髪の上とかなひ〜又雑中安白がひ〜
も〜の〜の〜か〜の〜
ぬ〜人〜の〜秋の敷をな〜〜許る君つけはる是等中安白の〜
る波も赤染る内侍の〜一条院の皇后ま〜まつ〜一人の中〜
さゆ〜の〜か〜の〜け〜の〜赤染る妹〜
つ〜の〜の〜は〜の〜は〜の〜女友をの〜
や〜上後於集巻中安白がぬ〜の〜内侍の〜
出〜の〜の〜女〜の〜つ〜の〜赤染る内侍入ぬ〜
な〜け〜の〜河〜の〜人〜の〜の〜は〜の〜の〜
妹

定めん〜心ゆ〜〜と〜り按〜天平宝字三年詔云此家乃子止毛波波朕波良何良在
物夜〜と〜の仲誓ぬ〜御父の〜にを〜めを〜給ひてを子なりの〜
か〜の〜の〜詔か〜の〜の〜の〜の〜の〜の〜
〜の〜の〜の〜の〜の〜の〜の〜
合血の由申〜江紀〜の〜の〜倭訓葉〜載〜
〜の〜の〜の〜の〜の〜の〜の〜
生〜の〜の〜の〜の〜の〜の〜の〜
ゆ〜の〜の〜の〜の〜の〜の〜の〜
ゆ〜ん但〜時明の明字用字の誤〜時用右馬権頭なり〜
内侍〜の〜の〜の〜の〜の〜の〜の〜
部の河をま〜の〜の〜の〜の〜の〜の〜
部の河をま〜の〜の〜の〜の〜の〜の〜

仁の居るいしをよき紙に彼入道の慈重にりて定家江京より筆を深き之自ら書
山莊山莊に
云々云々を撰ひし事も彼入道も難極又昔車轂深き還之古来人新各一そとゆつて
中へた深筆のこも定家江の撰ひしも又今之世百人一そへ後鳥羽院順徳院を巻尾
ハ是はりのお撰さんかといふ事一そへ又今之世百人一そへ後鳥羽院順徳院を巻尾
二載より後二江舟をゆつららるるも但し當時の臣下たる者及家燈
雅經江にかまじうを右の明月記の文をいへるはけ百その一之書の後うか
しくおちかの契沖師ハキもこまやふる考しそゆりしうもけ明月記の文をいへる
一そへ改叙抄百のなむき先達の後うまじり志うしハキ改ハキけ百そへ入ハキいへる
も入るも他志のむきかおぬぬゆふふ人のえぬぬかきもつるを後う息ぬ
家江身ゆつめ他志の名をつけて世うゆりしうりしうもそへ入る人もそ
ゆそて久しうつそまじりかかきしうも續後於そ集定家江難波からゆを
いへるもかひそまじりみしそまのむしはうりしう後於そ集雅經江心へ入る

もまじり麻のちかうきしそや秋の夕うし初の新ハ良辰王ト伊勢うかをいへるまじり
うまじりけ百その中の皇嘉門院別當うか詞也ハキころもかきしう後の新ハ後成仁の
おをかきしうまじりけ百そのはゆめまじりうまじり所の二そへい雨
そかきしう又家燈江風をうかきしうのふ川のうか新勅撰集二載て寛永元年
うまじりうをいへるもハ新勅撰うり後なけけ百そへいへるもそへいへるも
大概かきしうもぬかきしう入るもかきしう他志江の秀秀の中の秀秀も撰
えまじりもまじりうかかきしうハまやうなる秀秀のまじりもまじりしう
とせうる百そへ種撰かきしうもまじりしうまじり契沖う眼ハいへるもそへいへるも
明月記の藝三をいへるゆめまじりしうにゆめまじりしう生入るも撰しうもゆめまじり
家江も同じおのまじりしうハそへ深筆まじりしう契沖ういへるもまやうなる新
のまじりゆめまじりしうハそへまじりしうハそへかきしうもまじりしうまじりしう
後う明月度まじりしうハ或るそ定家江自筆の百人一そへの一巻をいへるしう

四の系かりの宿りわすまて一万余集の出るを湯まら之万余集の出るあり天皇の大
神宮へハ後のすうしそ後撰の出るハ又後のすうしそハ天皇の大御方よりすし
海心をよりさまハ之系は上つ代のすうしそ後の風洞心つうをよりさうやるさうい
そし其生入道の撰もさよ空家にはさちちて流るハ之かきうを後撰より天皇の
大御方よりさうしそハ御方より定家より一万余集をよりさうしそハ東鑑云建暦三年十
一月廿三日己巳天晴京極侍従献相傳私本万葉一部於將軍家より拾芥抄
京極中納言入道抄云一万余集の時代のさうの海心は古今の分のすうしそハ
流るるさうさハ大御方より空家よりさうしそ御方よりさうしそ後撰より天智天皇云一万余集も
日本記より載りさうしそ御方の傳りもはさうしそ後世の風心つうの是も疑りさうしそ
代之の勅撰の集りよりさうしそ他志をふ味かきうさうしそ多く見ゆハ一向信用一かき
云云續古今集賀部より九月より菊のをも聖武天皇百一きにうけらひわらる菊
のをもわひてさうしそ賀部の秋け新もさうしそ何しあうさうしそ万葉集の葉を

いあるか一さしそハ又そのさうしそよりさうしそ上古の体よりさうしそ万葉集ハ後天
中そのさうしそを載りさうしそ一さしそハ桓武天皇の御製を類聚国史七十五卷に載り
まて延暦十六年十月癸亥曲宴酒酣皇帝哥曰己乃己呂乃志具禮乃阿米余菊乃
波奈知利曾之奴倍岐阿多良蕪乃香乎。とさうしそハ称徳光仁の御代或桓
武の御宇かきうのさうしそ種のもよりさうしそ後稱をさせさうしそハ是よりさう
勅撰のたよりさうしそさうしそ或人云全浙共制の日本風土記に我國詩を記し
に阿氣那塔那草里復那一屋那禿麻和阿頼迷黄俺過路木鐵尼紫油尼奴里
潰々として彼國人も稱さうしそハ天皇の御製かきうのさうしそハ後撰に誤り
傳へてかきう記よりさうしそ彼國人の新のさうしそハ代をさうしそハさうしそハ
そのさうしそハ是を證りさうしそハさうしそハ御方よりさうしそハ大御方よりさうしそハ
さうしそハ万葉集十一寄物陳思りさうしその中念友念毛金津足檜木之山鳥尾之
永此夜平或本歌曰さうしそハ御方よりさうしそハ右の御方ハ志未詳さうしそハ御方

載集悉二一人丸ノ我を或本かを拾て集悉二一人丸ノそのことしけ誤りをあ
右のふり五きして同答弁ノ眉根搔鼻火紐解待八方下畧の注右見抄本朝臣
人管之歌中但以問答故果載於茲也ノゆをすして上ノ事りる注し之ゆよりて
他を人丸ノきこめまるをえしけ返ハ眉根搔一をきしての筆からそのをすして申は
の人ノ分まうらりてあむうのてあしり猿丸大夫とてふる分は支集秋上
是貞親王家の前合の弁ノ人ナリとて入て真名序云大友黒王哥古猿丸大夫
之次也頗有逸真体甚鄙ノ二ハ猿丸ノ名ハ何氏ナリノ詳ナル日本記抄本臣
獲ノのこし續紀ノ和銅元年從四位下抄本朝臣佐苗卒トスル拾芥抄云猿丸
大夫古傳云不知何
時人官姓不見ノゆりて知るべきことあき古今集名序云云入て猿丸ノ名のある
所一そむか左の注ノめかゆ人のゆり猿丸かくなんときるあな一公任ハの
被ひあひしハ二十六年前仙の中ハ猿丸大夫トてをちちのたつきもあしぬ帝
ノ一ノあを巻くことハ古今集ノハ記もす人も志きぬか之ノ一勅勅の人を

申ノ北

し集名をゆりしハ小なきをく人あすハまもし別ノ猿丸のあしゆり
を古今の撰悉しそも他の先きかしのまるさきし物ノ公任ハの法もハ抄りるゆり
てた一うノ名を定めゆると人今にきてハふ處なきハゆり寸又二十六年前仙集
ハお一人猿丸名ノ家集ゆりしハ今も古今未の中よりぬきゆめ後人の
強て名をつけらわしえゆきハ信用一如し一略也昭方丈記ノ由上川をとり猿丸大夫
ノ墓をるぬきしゆりてゆりていさすゆりしハ今もいさすゆりしハ微官或ハ世ナリ
あさるんむつすきしハ今ノ世ノ流布も百人一といわたりかく山ノ名も
之けの他を猿丸大夫ト附ふるハ誰ノ所なるやけあも古今集秋上云たき山黒ハ秋
ノてたゆりしハ藤原のて福ゆめをきま一ハ讀人不知水く山ノ云記あす寸分二
そのゆりしハ一ゆりしハ藤原のて藤原のて藤原のて藤原のて藤原のて藤原のて
是ハハ思ふも古き人トあしきしハ是貞親王家の前合ノ事りて忠峯
敏行ナリト云とて笑しつゆり是貞親王光孝天皇弟一の子宇多帝母兄

世は家の新合寛平年中の... けいけい... 猿丸大夫... 山城国... 延暦四年... 中納言... 三位大伴... 参議... 大夫... 未葬... 其息... かく... 申

けいけい... 猿丸... 延喜... 小野... 神... 仁明... 伊勢... 相共... 祀... 垂... たり... けい... 凡... 申

存り旧事今昔物語に今昔博雅知れ云人なき延喜の侍子兵部に耽り
 人の子之方のやんやうり中にも愛結の心を極めりける琴瑟も微妙
 弾き笛をも能く吹けり人村上の治所の殿上人として居りる所舎坂の家二人
 の盲度造匠を名をハ蟬丸とて只ハ敦美と申る式部の父の雜式
 してかんたんと云へ字多法皇の侍子として愛結の心をかん極りて年未幾
 色を弾路を軍へ蟬丸も琵琶を微妙に弾き云云として其御用也
 として居人まゝひを解り且江談抄云博雅三位高名之管絃之人而美道東求
 會坂目暗琵琶最上之由風聞世人々雖令請習更以不得又任所遠以所狭而
 行向人少亦博雅先以下人内々所謂様等書而不思懸所為住京都居過與加之
 土曠目暗詠歌曰世乃中波土天毛加久天毛須久志天牟宮毛和良也毛牟天之奈計
 禮波土詠而不答使者以此由云博雅思様此盲目命在且莫我亦壽雖不知尚流

泉啄木云曲者此目暗耳社傳奈禮相攝天聞彈欲傳之處三箇年間夜々向相
 坂目暗許竊立門宅頭仁更以不彈三年云八月十五日為曠曇風少吹而博雅
 思様憐今宵彈良牟思天琵琶譜吳天向會坂如奈琵琶遠使鳴程般石涉調
 鳴亦博雅聞天尤有興啄木是般石涉調也今夜鳴此絃定欲彈哉土思而嬉思間
 目暗獨遺心無以詠歌曰逢坂乃關乃嵐乃嶮尔志比天曾居多留與遠過上天亦
 の亦ハ新古今集に入後の亦ハ續古今集に出て共々此は蟬丸ト云り
或云三光院の侍
出たりて盲くすといひ又後撰集の河去ハ蟬丸の自記ありす撰名の記すありて、其やハ三
の方の記す有りて其は其よりハ蟬丸ハ其の人を受けて云ハ其よりすよりハ其の音目トナリ
て後撰集にハ其よりハ其の音目を撰名自記の事ハ其の事也
後撰に出る亦ハ其の記すありて其の事ハ其の事也
旧本今昔物語江談抄にて灼
 然博雅三位ハ延喜帝の王子兵部に克明親王の侍子として村上の朝の殿上人に敦美取
 且ハ字多法皇の侍子式部に於て延喜七年十一月十三日元服しててけ取五人任ハ一蟬
 丸方多村上帝の天曆のよりハ六十四五歳なりて其ハ目盲命在且暮に其路
 小なりんき其ハ時代を意せずす其の事ハ其の事ハ其の事ハ其の事ハ其の事ハ其の事

良かれしと云えり方良かれ表祥三年二月廿九日出家寛平二年正月寂しゆと
撰九良かれ死後の人と是を時代おまじりて一清正の後中書王之子後中書王の
村上天皇の七
神子具年 兼輔之養子と智顯抄にて博雅より後の人と云ふ爰は執行の折とひ
取置の事
出さるるまじれしなりし清正は匡房に其代をたせしまはるるまじり記し
是を記す一僧正遍昭の祈古今集雜の五筋の露娘を記しある良かれ
文よりて延喜五年に申入滅の後を記し其時と云ふを記しと云ふと云ふ
筋の露の形賞祭の時よりて僧の又と云ふを記しと云ふに信官を記し
はうと又陽成院と云ふと元慶八年二月四日太上天皇御二條院遜皇位
と云ふ陽成天皇陽成太上天皇陽成上皇陽成帝なり古記よりて陽成院
と云ふを記しと云ふに清澄を某院と云ふと云ふ冷泉院より始まると
は是等後世俗の志と云ふと文屋康秀と云ふと云ふ古今集秋下是貞觀
家の祈合の事と云ふと契沖云古今集春上二条右より東宮の消息所と

多時をのりかにからの雪とあり 其の日のあかりにゆるる我なり
かゝらの雪と云ふを記し 二条右貞觀八年十
二月為女御元慶元年 右以前の事なり 是貞觀王仁和天皇第一皇子之其祈
合のは七十八歳なり 一も一形撰万葉集序を考ふるに宣平湯時
五年と云ふ 右
官祈合の祈を撰りて又ゆを左の祈へり康秀ハけ時まで在へり也
左の祈ハ康秀と古今六帖のゆは是も康秀なりをまゆやまると云ふ
古今六帖の古本家隆江の本も康秀とあり也其の自りまじり書すも
ゆりてけ祈志をの依字古くかひ未をてつんと云ふはの云と云り百練抄
云建曆二年十月十一日去建久九年十二月之比夢相云善信為先君御共赴大倉山辺
爰有一老翁云此地清和御宇文屋康秀為相摸椽所居也可建精舎我欲為
鎮守云古今事書者文屋康秀為參河掾欲下向出立縣見之由誘引小野
小町云彼兩人共逢于仁明之朝可當清和御宇不旨哉云善信云燕中事誠以
難備實證但見古陰書康秀者元慶二年任縫殿助歟 拾芥抄云文屋康秀
先祖不見縫殿助 然

昔仕清和之條無異儀致相摸搦事未勳之して先帝の没のしく年次書一
 ハ康秀のゆゑさうと略するに始るふる家々人の名を記すといふ古く集
 春部と秋部の綴詞を考へる寸年次の書かきより康秀と云ふべきや
 又古く六帖を考へる寸や定家にも明月記に古来人前各一と云ふあり
 康秀の前の二と云ふものより康秀の前の康秀と記すは事ゆかり
 ともいふこと康秀の前の康秀と云ふは後人の所作なり又小式部内侍
 かゝりも誤り内侍小式部と云ふは物かゝりかゝりかゝりかゝりかゝりかゝり
 につまひいふならぬはたかぬはたかぬはたかぬはたかぬはたかぬはたかぬ
 三つぬ人のまゝと云ふはたかぬはたかぬはたかぬはたかぬはたかぬはたかぬ
 ぬ家々誤りといふやまといふべきは古来の人をいへば後書をかきといふは時代の
 考へるべきなりといふべきは改訂抄に書き入るべきなりといふはたかぬはたかぬ
 ともいふはたかぬはたかぬはたかぬはたかぬはたかぬはたかぬはたかぬはたかぬ

色紙形の一ハ今昔物語ニ延喜天皇の清子のまのゆき襦袢の料に清原氏を以て
 ちをゆきその色紙形に可去衣を裁漬くもにさしてなまじくはたかぬはたかぬはたかぬ
 りたるを小理首飾といふ事云にたかぬはたかぬはたかぬはたかぬはたかぬはたかぬ
 ちを裁ひて清隆子の新絵ともわを裁ひ色紙形をこの大貳作経なりかけ
 のまき守といふ風雅集雜加茂重保の堂の清子に時の衣と共の形を裁き
 各々まきを色紙にかけきりしり色紙形も入るといふ位もいふ人ハ
 ともいひてたかぬはたかぬはたかぬはたかぬはたかぬはたかぬはたかぬはたかぬ
 の浦の波のかつともいふにたかぬはたかぬはたかぬはたかぬはたかぬはたかぬはたかぬ
 ときまハ皆好まひても例ゆきハまきハまきハまきハまきハまきハまきハまきハまき
 西ハハまきハまきハまきハまきハまきハまきハまきハまきハまきハまきハまきハまき
 と明月記に書かたりハまきハまきハまきハまきハまきハまきハまきハまきハまきハまき
 智天皇帝持統天皇帝の御製を裁きしハ巻尾にも亦天皇帝の御製を裁きしハ俗

の使伝用一かきり余り之を家にはをさ伝もるるを家にはまてぬと云き
せなるなり一かくは六のとうまう云なり之も下余り一ひく一のまにこ
くまうてまをま

蔞茹

医学入門烏賊丸方下 時珍云素問治婦人血枯痛烏鯽 王冰云日本經云烏賊骨味鹹

骨蔞茹二物丸服方見烏鯽魚下

冷平無毒主治女子血閉蔞茹辛寒有小毒主散惡血新校正云按甲乙經及太素
作蔞茹張介賓又名茹蔞即苗艸也一云一云女科摘要是之云一ひて
誤とり茹蔞苗艸可採絳一云一詩鄭風一茹蔞在阪一云一ひてゆゆ一あり時
珍云蔞茹本作蔞茹一云一茹蔞一蔓草部一出蔞茹一毒艸部一出て主治亦
大異之是張介賓より誤を傳ふる一倭名抄一蔞茹を茹あさ一又一ひま一子一
一ひれ一洗字讀一止良久称一云一て榮山先生云江戸一てち一云一山城小倉
一云一即江南土大戦一 用菜須知一ひり一を和大戦一あり時珍云
蔞茹如大戦而葉長微闊不甚尖折之有白汁云云 山城

淀小倉堤ホ一多一莖葉甘遂一似て大之甚黄花を云一 本艸一白花 金絲桃の
も一也
を一似一り一いり一さ一多一ハ識者一より一ひり一何一て一誤一を一な一れ一さ一て一曰一久一異一物一有
藪沉内翰良方一之蒼耳一名鼠粘子一云一て午房子一一名南星一名虎掌漏
藍子も亦曰一又石硫黄を將軍一云一て大黃一一名近一ハ鴨跖草を淡竹葉
一ひま一く一必混す一云一守一ハ初学の心ゆき一云一

草頭菜

已任編云俗医云此病如用官料菜便成發黃鼓脹而死但當服草頭菜并以
針挑其指出黃水自愈浙西人言出自医家菜籠中者謂之官料菜俗傳單方
一二味謂之草頭菜一云一我御国山中の農家一古来一の傳方なり是一久一少一彦一命
の遺方なり一云一ハ一い一て一廢一と一き一云一ハ一今一の世一ハ一村一の僧俗多一ク一そ一り一に一治
療一を一ナ一守一程氏云病臥於床委之庸医比之不慈不孝事親者亦不可不知也
一是医を学ひて医を云一云一を云一知て治療をナ守一非一才一然一云一そ一り一に一治一療一を一ナ一守

ハ諺云盲目蛇ノ水ヲ飲スル者其ノ甚ク是ノ身命を託スルハ所謂浮氷を踏ム
故孔夫子亦一多リとも病ノ内外寒熱ツリその寒ニ反テ寒冷の茶を用ヒ熱ニ温
茶を用フ症ツリ表裏寒熱虚實症因ニテ治方を施ス審ミテ
一己の茶を過シハ性命を害ス東坡墨宝堂記云罵之諺云字書者紙費
学医者人費トシテ字トシテ犯律の僧喪土の農拙巧の工折本の商の比高
也妙識ナクんや恐ク慎ム僧尼令法曹至要抄の雜律詐偽律モを以テ
心ツマカシムトモ医ハ小道トシテ明察ノ如クハ是ノ古人語云可輕以譚医
而可易以習医耶物理論云夫醫非仁愛之士不可託非聰明達理不可任非廉
潔淳良不可信三ハ容易業トカシク其ノ小ツク寸々を以テ周ノ官
を設ケテ業ト方セハ漢ノ元正天皇養老五年詔曰武士國家所重
医ト方術古今斯宗宜擢於百寮之内優遊学業堪為師範者特加賞
賜勸勵後生ト云々四ハ師ノ臨ヒ書ト涉論方を審ホテ疎畧ホシク
中ノ六七

